

神戸市 介護予防・日常生活支援総合事業「新しい通所型サービス」 運営業務委託 実施要領（公募型プロポーザル）

1 案件名称

「新しい通所型サービス」運営業務 業務委託

2 業務内容に関する事項

(1) 事業目的と概要

「要支援1・2」「事業対象者」に対して、介護予防に資すると考えるプログラムを提供することにより、要介護状態等となること及び閉じこもりの予防、要介護度の進行・重症化を防ぎ、地域において高齢者がいきいきと自分らしい生活を営むことができるよう支援すること。

(2) 業務内容

「新しい通所型サービス」運営業務（別紙「仕様書」のとおり）

(3) 委託料（契約上限額）

介護保険法第115条の45に基づく事業及び厚生労働省令の定める事業に係る委託料
詳細については後日提供する資料にて説明する。

(4) 契約期間

契約締結日から2028年3月31日まで

また、やむを得ない事由により契約の解除をしようとする場合は、委託期間終了の6ヶ月前又は契約解除の6ヶ月前のいずれか早い日までに契約の解除を申し出ること。

(5) 募集圏域

下記圏域でそれぞれ1事業者を募集する。（実施場所または送迎可能エリアが圏域内に属していること。）

異なる会場を確保できる場合は、複数圏域の応募を可とする。

圏域1：東灘区、圏域4：兵庫区、圏域6：北区（北神）

(6) 事業名称

事業名は、市が決定し、受託事業者の決定後、2026年8月（予定）に委託予定事業者向けに説明を行う。

3 契約に関する事項

(1) 契約の方法

神戸市契約規則の規定に基づき、委託契約を締結する。契約内容は本市と協議のうえ、仕様書及び企画提案書に基づき決定する。

なお、契約の締結に際し応募書類の記載内容に虚偽の内容があった場合は、契約締結をしないことがある。

(2) 委託料の支払い

3ヶ月ごとに、本市の検査を経て、受託事業者の請求に基づき支払うこととする。

委託料の支払対象は、契約締結日にかかわらず本市が定めるサービス提供開始日以後とする。

(3) 契約書案

別紙(頭書及び委託契約約款)参照

(4) 契約保証金に関する事項

契約保証金の納付は免除とする。

(5) その他

契約締結後、当該契約の履行期間中に受託事業者が神戸市契約事務等からの暴力団等の排除に関する要綱に基づく除外措置を受けたときは、契約の解除を行う。

4 応募資格

次の掲げる条件のすべてに該当すること。

(1) 法人格を有し、当該委託事業を的確に遂行するに足る能力を有すること。

(2) 介護予防や本業務の趣旨を理解していること。

(3) 地方自治法施行令第 167 条の 4 の規定に該当しないものであること。

(4) 神戸市契約事務等からの暴力団等の排除に関する要綱に基づく除外措置を受けていないこと。

(5) 経営状態が窮境にある者(会社更生法(平成 14 年法律第 154 号)の規定に基づく更生手続開始の決定がされている者、民事再生法(平成 11 年法律第 225 号)の規定に基づく再生計画認可の決定されているものを除く。)でないこと。

(6) 参加申請関係書類の提出期間の最終日から契約候補者選定までの間に、神戸市指名停止基準要綱に基づく指名停止を受けていないこと。

(7) 本業務の遂行にかかる連絡、調整、打ち合わせなどに際し、迅速に対応できる体制を有していること。

(8) 複数の事業者等により共同体を構成する場合、構成員のうち一社以上が上記(1)の要件を満たし、全ての構成員が上記(2)～(7)に掲げる要件をすべて満たしていること。

※ なお、企画提案書提出後の代表事業者及び構成事業者の変更は、原則として認められない。

※ 神戸市との連絡調整は、代表事業者が行い、委託契約に係る事務処理についても代表事業者の名義で行うこと。

5 スケジュール

内容	時期	方法
公募要領の配布	2026年5月18日(月)から 6月5日(金)まで	本市ホームページ
参加申込	2026年6月5日(金)17時まで	Eメール
公募にかかる説明動画の視聴	2026年6月8日(月)～12日(金)の間	オンライン
質問の受付締切	2026年6月12日(金)17時まで	Eメール
質問の回答	2026年6月19日(金)頃	本市ホームページ
企画提案書の提出期限	2026年6月30日(火)17時まで	Eメール及び持参もしくは郵送
選定委員会参加可否通知	2026年7月7日(火)(予定)	Eメール及び郵送

事業者選定委員会 (プレゼンテーション審査)	2026年7月16日(木)(予定)	来庁
選定結果通知	2026年7月22日(水)(予定)	—
委託予定事業者向け説明会	2026年8月(予定)	—
契約締結	2026年8月(予定)	—

6 応募手続きに関する事項

(1) 参加申込

参加申込を行う者は、2026年5月18日(月)から2026年6月5日(金)17時までに、「参加申込書兼資格確認書」を下記8(3)へEメールにより提出すること。複数の事業者等により構成される共同体での申込の場合は「共同企業体認定申請書」をあわせて提出すること。行き違いがないようEメール送信後、電話連絡をすること。

(2) 公募の説明会

公募の説明動画をオンラインにて配信予定。

(3) 質問の受付

公募説明会終了後、公募要領や企画提案書等についての質問がある者は、2026年6月12日(金)17時までに「質問票」を下記8(3)へEメールにより提出すること。質問票の提出は「参加申込書兼資格確認書」を提出した者に限る。なお、面会や電話による質問は受け付けない。行き違いがないようEメール送信後、電話連絡をすること。受け付けた質問とその回答については、質問者を伏せた上で2026年6月19日(金)を目途に市ホームページ上に公開する。

(4) 企画提案書等の提出

参加申込者のうち、企画提案を行う者は、2026年6月30日(火)17時までに「企画提案書」を下記8(3)へEメールにより提出すること。行き違いがないようEメール送信後、電話連絡をすること。なお、企画提案書は2部(正本1部・副本1部)提出することとし、正本は事業所名入りの表紙を付け、副本はいずれのページにも提案事業者名及び提案事業者名を類推させるロゴ等を全てマスキングしておくこと。また、以下(ア)～(エ)を下記8(3)へ持参または郵送すること。複数の事業者等により構成される共同体での申込の場合は「共同企業体協定書」をあわせて提出すること。

(ア) 企画提案書 データ提出2部(正本1部・副本1部)、持参または郵送1部(正本1部)

※企画提案書は、添付資料も含めA4版とすること。

※副本にはいずれのページにも提案事業者名及び提案事業者名を類推させるロゴ等を一切使用しない(マスキングを行う)こと。

(イ) 法人登記簿謄本

(ウ) 団体等の概要がわかる資料(会社概要、パンフレット等)

(エ) 共同企業体協定書

※複数の事業者等により構成される共同体での申請の場合のみ提出すること。

(5) 参加申込後の辞退

参加申込を行った後、参加を辞退する場合は、別紙「参加辞退届」を企画提案書の提出期限まで

に下記 8（3）へEメールにより提出するとともに電話連絡を行うこと。

7 選定に関する事項

（1）評価基準

評価は、別紙に示す観点から、総合的に公平かつ客観的な審査を行うものとする。

（2）選定方法

ア 本企画提案の評価については、本市附属機関である新しい通所型サービス事業者選定委員会が行い、その意見を受けて選定する。

イ 選定委員は、評価基準に沿って企画提案書の評価を行う。

ウ プレゼンテーション

プレゼンテーション審査は、2026年7月16日（木）に実施する。

エ プレゼンテーション審査は、事務局評価の各圏域上位2事業所について、審査する。

プレゼンテーション審査の参加可否について、2026年7月7日（火）を目途にEメール及び郵送で全ての参加者に通知する。

オ 事務局評価点の内「従事者の配置状況」「個人情報管理体制」「安全管理(事故防止)体制」のいずれかが不十分である場合は選定対象から除外する。また、総合評価点が60点未満の場合は、選定対象から除外する。

カ 評価の結果、評価点が最も高い事業者が複数いる場合は、「プログラム評価」の合計得点の高い方を優先する。

（3）失格事由

次のいずれかに該当した場合は、選定対象から除外する。

ア 選定委員に対して、直接、間接を問わず、故意に接触を求めること

イ 他の参加者と企画提案の内容またはその意思について相談を行うこと

ウ 事業者選定終了までの間に、他の参加者に対して企画提案の内容を意図的に開示すること

エ 提出書類に虚偽の記載を行うこと

オ その他選定結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為を行うこと

（4）選定結果の通知及び公表

評価結果及び選定結果は決定後速やかに、全ての参加者に通知し、また、本市ホームページに掲載する。本市ホームページには、選定した事業者名と総得点、他の応募者の総得点を掲示する。

選定された事業者の辞退又は協議不調のときは、プレゼンテーション審査に参加したもう一方の事業者と契約の締結の協議を行う。

8 その他

（1）提案に要する費用、条件等

ア 企画提案書の作成に要する費用は、参加者の負担とする。

イ 企画提案書は、神戸市情報公開条例に基づく公開請求があった場合は、契約候補者に選定されたかどうかに関わらず、同条例第10条各号に該当する情報を除いて、公開の対象となる。

ウ すべての企画提案書は返却しない。

- エ 提出された企画提案書は、審査・業者選定の用以外に応募者に無断で使用しない（神戸市情報公開条例に基づく公開を除く）。
- オ 期限後の提出、差し替え等は認めない。
- カ 参加申請後に神戸市指名停止基準要綱に基づく指名停止又は神戸市契約事務等からの暴力団等の排除に関する要綱に基づく除外措置を受けた者の公募型プロポーザル参加は無効とする。

(2) 参考情報

ア 地域支援事業実施要綱

<https://www.mhlw.go.jp/content/12300000/001285186.pdf>

イ 介護予防・日常生活支援総合事業 ガイドライン

<https://www.mhlw.go.jp/content/12300000/001285188.pdf>

ウ 運動器の機能向上マニュアル（改訂版）

<https://www.mhlw.go.jp/topics/2009/05/dl/tp0501-1d.pdf>

エ 第9期神戸市介護保険事業計画(神戸市 HP)

<https://www.city.kobe.lg.jp/documents/14534/060328dai9kikeikaku.pdf>

オ 介護保険施設等における事故予防及び事故発生時の対応に関するガイドライン

<https://www.mhlw.go.jp/content/001591418.pdf>

(3) 提出先、問い合わせ先 ※来庁する場合は、事前に電話連絡をすること。

〒650-8570 神戸市中央区加納町6丁目5番1号

神戸市福祉局介護保険課 地域包括支援（新しい通所型サービス）担当

電話番号：078-322-6929 FAX 番号：078-322-6047

E メールアドレス：kobekaigohokenka3@city.kobe.lg.jp

（受付時間：月～金、祝日除く 8:45～12:00、13:00～17:00）